

広
報

Public Information Furubira

ふるびら

2016[平成28年]



月号

No.485



3月15日 古平中学校卒業式
(撮影場所:古平中学校体育館)

第5次古平町総合計画 後期基本計画を策定しました

第5次古平町 総合計画 とは？

古平町のまちづくりに関する計画の中で、最も上位に位置づけられる計画であり、将来像として「協働で創る住みよいやすらぎの郷、ふるびら」を掲げ、これまでは基本構想（平成23～32年度）と前期基本計画（平成23～27年度）に基づき各種施策に取り組んできました。

この計画の策定から5年が経過し、後期の5年間を迎えることから、様々な情勢の変化や施策の達成度を検証したうえで、後期基本計画（平成28～32年度）を策定しました。

様々な情勢の変化とは？

○社会情勢の変化

- ・ 東日本大震災と原発事故（H23・3）

○町内情勢の変化

- ・ 国全体の人口減少問題 など
- ・ 古平町水産加工業協同組合及び加盟6社の経営破たん（H26・2）

- ・ 古平診療所の運営法人の撤退（H28・3） など

○町内施設等の整備

- ・ ふるびら温泉「しおかぜ」の建設（H23・3）
- ・ 古平小学校の建設（H24・2）
- ・ 防災無線の整備（H26・2）
- ・ 高齢者複合施設「ほほえみくらす」の整備（H26・3）
- ・ 沖集会所の建設（H28・1） など



総合計画審議会白川会長より本間町長へ
答申書が手渡されました

成果指標（抜粋）

指標名	H22当初値	上段：H27中間目標値	H32目標値
		下段：※H27実績値	
幼児センター入園待機児童数	0人	0人 ○ 0人	0人
医療体制に対する満足度 （町民アンケート 結果）	27.4%	50.0% × 15.9%	50.0%
お達者高齢者の割合 （介護認定を受けていない65歳以上の高齢者の割合）	66.9%	68.5% ○ 77.5%	78.0%
国民健康保険加入者1人当たりの年間医療費	413,000円	370,000円以下 × 468,706円	416,746円以下
町民一人1日当たりのごみ排出量	617g/人・日	590g以下/人・日 × 647g/人・日	600g以下/人・日
避難場所・避難所を知っている町民の割合 （町民アンケート 結果）	—	（増加） △ 87.5%	100.0%
ふるさと納税による水産加工品の売上高	—	— △ 16百万円	1億8千万円
観光入込客数	71,049人	（増加） ○ 82,621人	85,000人
町職員数	70人	70人 × 74人	75人
集会所の建替え数	—	— △ 1施設	3施設

◇担当 企画課 企画調整係

前期基本計画では施策の達成度を測るために、成果指標（目標値）を設定しました。後期基本計画では、この成果指標（目標値）の達成状況を次のとおり検証をしています。

政策の達成度を検証とは？

※H27実績値表示の意味

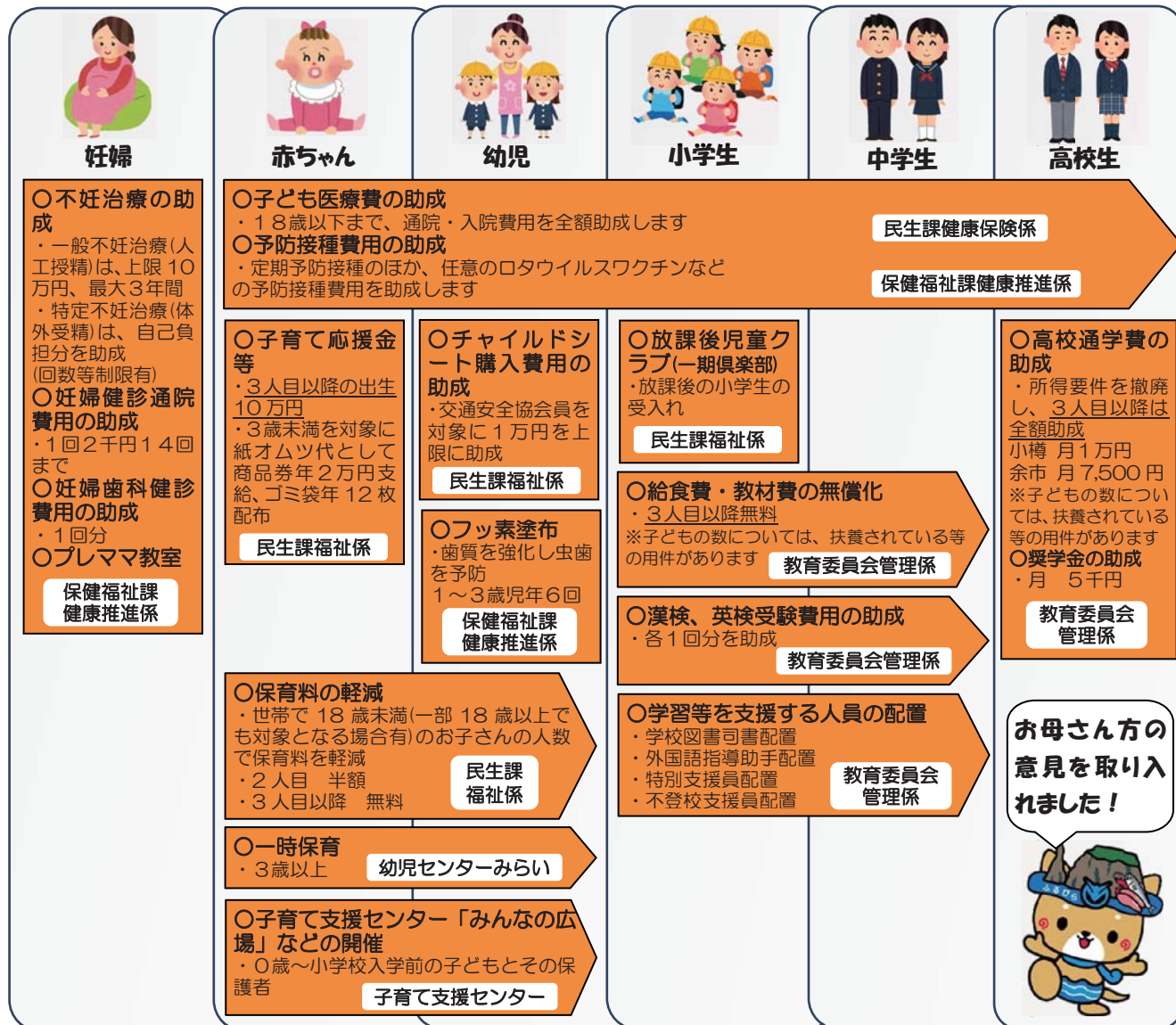
- = 達成
- × = 未達成
- △ = 達成・未達成と判断できないもの

町のホームページで、第5次古平町総合計画後期基本計画の詳細を見ることができます。
（掲載場所：町政→各課案内→行政資料・例規類集）

ふるびら 子育て・定住 トータルサポート宣言！

町では平成28年度から、子育て・定住支援に向けて、力を入れて取り組みます。特に3人目のお子さまには重点的にサポートいたします。

子育て支援



定住支援

新築・中古住宅取得費用の助成

町内に新築・中古住宅を取得する際に、**最大200万円**を助成します

- ・新築 最大200万円(移住者等)
最大150万円(40歳以下の町民)
最大100万円(上記以外)
- ・中古 最大75万円(移住者等)
最大50万円(40歳以下の町民)
最大25万円(上記以外)
※中古住宅は住宅リフォーム費用の助成制度と併用も可能

建設水道課建築係

住宅リフォーム費用の助成

住宅リフォームする際に、**最大30万円**を助成します。また、町内業者に限っていた要件を外し、どこの業者でも使えるようにしました。

建設水道課建築係

家賃の助成

移住者やUターン者が町内に家を借りて住む場合に、**最大月1万円**(5年間)を助成します。
※所得要件等あります

建設水道課建築係

古平町立診療所

海のまちクリニック

5月上旬から診療開始予定

■町立診療所の名称決定！

町立診療所の医師として勤務予定の鵜木和久（うのき かずひさ）先生をはじめ診療所スタッフから、皆さんに「わが町の診療所」として親しみと愛着を持っていただき、身近な存在として定着していきたいとお話がありました。

そこで、町立診療所の名称について、古平町の地理や主産業、セタカムイ岩などの雄大な景観から「古平町立診療所 海のまちクリニック」として開設したいとの要望がありました。

協議を行った結果、同名称とすることとして、3月9日に開会された



新しいロゴマーク

古平町議会定例会に提案し、承認されました。

■診療開始は5月上旬を予定！

3月18日、小樽掖済会病院附属古平診療所での診療終了以降、皆さんには大変ご不便をおかけしています。

この間、医療法人恵尚会が設置している町立診療所開設準備室のスタッフが開設に向けての準備を進めており、診療開始は5月上旬になる予定です。

診療開始まで1か月ほどありますが、具体的な日程については決まり次第お知らせしていきますので、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしく願います。

◇お問合せ先

役場 保健福祉課 医療対策係
（元氣プラザ内）

☎ 42-2182

後期高齢者医療の食事療養標準負担額が一部変わります

平成28年4月1日から、住民税課税世帯の方の入院時の食事療養標準負担額（食事代）が次のとおり変更になります。

現在	平成28年 4月1日～	平成30年 4月1日～
1食につき 260円	1食につき 360円	1食につき 460円

※ただし、指定難病の方（都道府県の発行する指定難病の医療受給者証をお持ちの方）は1食260円に据え置かれます。

※指定難病の方は、都道府県の発行する医療受給者証を医療機関へご提示ください。指定難病の医療受給者証については、俱知安保健所（☎ 0136-23-1914）へお問合せください。

◇お問合せ先

・北海道後期高齢者医療広域連合
☎ 011-290-5601

・役場 民生課 健康保険係
☎ 42-2181

日本脳炎の予防接種が定期接種になります

現在、日本脳炎の予防接種は、他府県では定期接種として実施していますが、北海道ではこれまで40年以上日本脳炎の患者の発生がなく、感染の原因となる日本脳炎ウイルスを媒介する蚊（コガタアカイエカ）も生息していないため、知事が予防接種法の規定に基づき、北海道全域を「日本脳炎の予防接種を実施する必要がないと認められる区域」に指定してきました。

しかし、感染症流行予測調査において、わずかではありますが北海道においても感染の可能性があること、道民が日本脳炎の発生している道外や海外に行き来する機会が増えていることから、日本脳炎に感染する可能性が高まっています。

このことから、道内での接種の必要性について検討された結果、平成28年度以降はこの区域指定を行わないことが決定されました。

この決定を受け、古平町においても平成28年4月1日から日本脳炎の予防接種を定期接種として実施することとしました。詳細については、決まり次第お知らせします。

◇お問合せ先

役場 保健福祉課 健康推進係
☎ 42-2182（内線11）

4月1日から障害者差別解消法がはじまります

平成28年4月1日から施行される障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、障がい者を理由とした差別をなくし、全ての人が障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることを目的としています。

対象は、障害者基本法に定められた障がいのある人全てに及び、障害者手帳を持っていない人も含まれます。

また、法律では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が禁止されます。どういうことが差別になるのかを判断できる物差しを法律で定めることで、障がいを理由とする差別の解消を推進していきます。

障がいを理由とする差別とは？

■不当な差別的取扱い

正当な理由もなく、障がいがあるということを経由にサービスなどの提供を拒否したり、制限したりすることなどのことです。

例えば「車いすだからお店に入れない」などは、障がいのない人と違う扱いをしているので「不当な差別的取扱い」と考えられます。

ただし、他に方法がない場合などは「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

■合理的配慮をしないこと

障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合に、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁（※1）を取り除くために、必要で合理的な配慮（※2）を行わないことです。

※1 社会的障壁：障がいのある人にとつて、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもの。例えば、通行や利用しにくい設備・施設、利用しにくい制度、障がいのある人を意識していない慣習・文化、障がいのある人への偏見などを指します。

※2 合理的配慮：どのような配慮が合理的配慮に当たるかは、個別のケースで異なります。

例えば、次のようなことが合理的配慮といえます。

- ・車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをする
- ・障がいのある人の障がい特性に応じた手段（筆談・読み上げなど）で対応する
- ・難しい漢字に振り仮名を付けるなど

【障害者差別解消法のポイント】

	不当な差別的取扱い		障がい者への合理的配慮	
国の行政機関・地方公共団体等	 禁止	不当な差別的取扱いが禁止されます	 法的義務	障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません
民間事業者 ※個人事業者、NPOなどの非営利事業者も含みます	 禁止	不当な差別的取扱いが禁止されます	 努力義務	障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません

誰もがくらしやすい社会のために

不当な差別的取扱いをすることは、行政機関（国、地方公共団体など）と民間事業者（会社、お店など）で禁止されます。合理的配慮の提供は、行政機関は必ず行う必要がありますが、民間事業者はできるだけ行うことになっています。合理的配慮をするために、費用や負担が重すぎる場合などは、他の工夫や、やり方を考えることになります。

障害者差別解消法は行政機関や民間事業者などを対象とした法律です。一般の人が個人的な関係で、障がいのある人と接するような場合などについては、対象にしていません。しかし、社会から差別をなくすためには、全ての人が障がいへの理解を深めることが必要です。障がいを理由とする差別をなくし、誰もがくらしやすい社会を目指して、それぞれの立場で考え、行動していきましょう。

◇担当

役場 保健福祉課 障害者支援係

（元氣プラザ内）

☎ 42-2182

平成28年度 町政執行方針（抜粋）

3月9日から開会された第1回定例会で町長より「町政執行方針」が、教育長より「教育行政執行方針」が述べられました。その内容についてお知らせします。



町政執行方針を述べる本間町長

予算編成方針

平成26年度決算の歳入歳出差引額は9603万円となり、実質収支は6285万円で決算を了したところですが、1億6910万円を基金に上積みすることができ平成26年度末の基金残高は13億8043万円となりました。

財政健全化を示す4つの指標は、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っているものの、本町は地方交付税頼みの脆弱な財政基盤であり国の情勢如何ではすぐさま悪化に陥る危険があります。更には町立診療所の管理運営には多額の一般財源を要することから、財政調整基金の取崩しが想定されます。

平成28年度の全会計の合計予算額は45億4620万円、対前年度比5.6%増となり当初予算としては過去最高となりました。

産業振興

◇漁業の振興

平成28年2月末の漁獲高は、数量では対前年比5.6%増の2804t、金額においても6.2%増の11億7900万円となり、ホッケの魚価高やタラの豊漁などがプラス要因となりました。近年、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」

への転換が必須であることから、ウニ種苗、ヒラメ稚魚及びナマコ種苗の放流事業を継続していきます。また、道の補助事業として実施している「ウニ海中養殖実証事業」については、ウニ養殖の籠数を増やすとともに実入りが改善されたウニの販売開始を計画しています。

国の直轄事業である古平漁港の整備は平成28年度から10年間、防災対策の強化や漁業活動の安全性向上と効率化を柱とする事業費42億円の計画が実施される予定です。

◇水産加工工業

新たな製品開発や販路拡大への取組みを支援するとともに、各種イベントへの参加によるPRを実施し、水産加工業が活性化するように関係事業者等と連携を図ります。

◇農業の振興

高齢化や後継者不足から農家戸数が減少しており、本町の農業を取り巻く状況は厳しさを増しています。農業経営の改善を図るため収益性の高い作物への転換など農業者と連携を図りな

がら取組みを進めていきたいと考えています。また、エゾシカやアライグマなどの駆除を農作物への被害防止のため継続していきます。

◇林業の振興

林道チヨペタン線は約350mの法面崩落箇所改良工事を実施予定です。森林環境保全整備事業として町有林の更新伐採をした箇所を植林を行うほか、伐採後に植林する山林所有者に補助を行っていきます。植樹祭は10月下旬に林業専用道鼻垂石線内で開催を予定しています。

◇商工業の振興

水産加工場や大手建設業者の破綻で大きな衝撃を受けており、商店を取巻く環境も大変厳しい状況が続いています。消費の拡大を目的に引き続きプレミアム商品券発行事業へ助成を行うとともにマスコットキャラクターPR事業への支援も実施します。

◇観光振興

ふるびら温泉しおかぜの1月末利用者数は前年同期比0.7%減の5万3156人で、家族旅行村の利用

者総数についてはほぼ横ばいで終了しました。パークゴルフ場の利用者は対前年比12.8%減となりました。ティーグランド人工芝の劣化が目立つことから3か年で人工芝交換工事を行う予定としています。

新年度は新たに新ご当地グルメを開発し、町内飲食店等で提供して日帰り観光客の消費増加を目指します。

生活環境施策

◇道路事業

ほほえみくらすに通じる高校通り線の勾配がきつことから改良工事を実施します。そのほか、街路灯の補修と中央栄町線のオーバレイ舗装工事及び第2冷水橋の修繕工事を行う予定です。

◇河川事業

継続事業として沢江水路護岸整備工事、新規事業として関口の沢川護岸補修工事、チヨペタン川河床埋塞除去工事を進めていきます。

◇住宅事業

住宅リフォーム支援事業は低所得者に対する補助率

などを変更、定住促進共同住宅建設費補助金も補助金額を引き上げて実施します。新たな事業として新築・中古住宅購入費に対する補助金事業を実施します。

清川団地建替事業として、1棟4戸を建設するほか、栄団地住戸改善事業として4棟16戸の屋根修繕工事などを予定しています。

◇ごみ処理事業

北後志6市町村で共同処理している「燃やせるごみ」の量は前年同期と比較して若干減少しました。6市町村で占める搬入量の構成比も前年並みとなっています。

小型家電の回収は回収量2840kg(49品目1761個)と順調で、これまで検証事業として実施してきた粗大ごみの回収も本格的に実施します。また、ごみの減量に効果のあるミックスパーの回収事業も新年度から実施予定です。

福祉施策

◇各種給付措置の実施

国は、臨時福祉給付金、年金生活者等支援臨時給付金等を支給することと決定

し、これを受け本町でも支給に向け準備を進めています。

◇保健予防対策

各種健診事業は個別勧奨など受診率向上対策を強化していきます。各種予防接種事業もこれまでどおり実施していき、日本脳炎予防接種も実施に向け準備を進めます。

◇妊娠・出産への支援

本町における近年の出生数は20人弱で推移しています。晩婚・晩産の影響などから不妊治療による出生は増加している状況ですが、経済的な理由から治療を躊躇している夫婦が存在しています。このようなことから本町においても不妊治療に対する助成事業に取組みます。

◇地域医療の確保対策

町立診療所の開設に向けて医療法人恵尚会が準備を進めているところですが、現診療所は建設から10年以上経過しており、医療機器の更新や内部改修が必要となっており、多少まとまった休診期間を要することにご理解をいただきたいと思います。診療開始

時期や進捗状況などは広報や回覧などでお知らせしていきます。

◇介護保険事業

平成27年度からスタートした第6期介護保険事業では地域包括ケアが推進され、介護予防事業を平成30年までに市町村事業としての介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとされており、移行に向けた整理を行っているところで

◇国民健康保険

平成27年度の決算見込みは、後志広域連合分賦金の精算還付金の増加や医療費の支出が減少したことから繰入金が大幅に減少する見込みとなっています。本町の医療費は増加傾向にあることから専門職員による特定健診の受診勧奨など医療費の適正化及び適切な保健事業の推進、国保税収納対策を強化します。

◇児童福祉

「古平町子どもハートふるプラン」に則り、新年度は子育て応援金・保育費用助成事業、不妊治療費助成事業などを実施し、更なる子育て支援を推進していきます。

ます。

まちづくり・人づくり

◇総合計画

第5次古平町総合計画が5年経過し、今後5年間の後期基本計画について総合計画審議会より答申をいただいたところであり、着実に事業を進めていきたいと考えています。

◇人口減少対策

策定作業を進めていた人口ビジョンと総合戦略は、古平町まち・ひと・しごと創生推進委員会を開催し取りまとめています。本町の大きな特徴として男女共に未婚率が異常に高いことから行政として何ができるのか模索しているところ

◇ふるさと納税

2月末現在の寄付金額は3億5千万円ほどで、水産加工業の振興対策をメイン目的とし雇用や観光対策にも波及効果が期待されており、まちづくりの大きな財源として力を入れていきたいと考えています。また「ふるびらタラコ」のブランド力を維持し全国の多くの寄付者に古平町の応援サポー

ターとなつてもらえるような施策を展開していきたいと思っています。

当面する諸課題

◇役場本庁舎の老朽化

昭和2年に建築された道内最古の役場庁舎となっていますが、老朽化に加え耐震性の確保など様々な問題が生じています。新庁舎建設調査研究委員会において職員からのアンケート集約、財源調査等を行っていきます。

◇人事評価制度の導入

地方公務員法の改正により人事評価制度が法律上の制度として導入されます。本町においても課長等による評価者勉強会を実施し、平成28年度からの本格運用に向けて取り組んでいきます。

◇教育の発展・充実

古平町総合教育会議を開催し、教育委員会との情報の共有や意見交換を行ってきたところですが、今後においても教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ本町の実情に応じた施策に取り組んでいきます。

平成28年度 教育行政執行方針（抜粋）

教育委員会では、幼児、青少年、高齢者の活動を支援し、町民の皆様が自主的に社会参加できるように、様々な生涯学習・スポーツに取り組める環境づくりに努めます。



教育行政執行方針を述べる
成田教育長

学校教育の推進

◇小中連携プロジェクト

9年間を見通して子どもたちの授業の理解度などに応じて指導する習熟度別学習や小学校と中学校の違いについていけない「中1ギャップ」をなくすため、中学校の教諭が小学校で授

業を行う乗り入れ授業などを積極的に支援していきます。

◇補習タイムの実施

小・中学校ともに放課後や夏・冬の長期休業期間を利用して行っている「補習タイム」を引き続き実施し、子どもたちの苦手意識の克服に取り組んでいきます。

◇学力向上

平成19年度から行われている全国学力・学習状況調査の結果を全国平均と比較すると本町の子どもの家庭での学習時間は短い状況にあります。ふるびら通学合宿を実施し家庭での学習週間、生活リズムの向上に取り組んでいきます。

平成28年度の全国学力・学習状況調査は4月19日に行われる予定であり、本町においても児童生徒の学力・学習状況把握のために実施します。

◇読書活動

読書活動は児童生徒の知識力や読解力の向上に欠かせないものであるため、平成28年度から配置している学校司書の勤務日数を拡大し、利用する際の相談やアドバイスなど親しみやすい図書室作りに努めます。また、新聞活用や新聞機能学習を展開しているNIE活動の実践校指定について検討していきます。

◇体力向上

毎年実施している全国体力・運動習慣調査の結果を分析すると本町の子どもの運動能力は年々向上しています。校内マラソン大会を支援するなど体力向上への取り組みを一層充実させます。

◇教職員の資質能力の向上

教職員としての専門性を高め確かな教育活動を遂行できるよう、後志教育局指導主事の授業訪問をおこなうほか講座等への積極的な受講を奨励します。

教職員の体罰については実態調査の結果本町にはありませんでしたが、教職員

1人ひとりが自覚するよう指導していきます。

生涯学習・スポーツの推進

◇家庭教育

家庭教育は、子どもの基本的な生活習慣や生活能力、社会的なマナーなどを身に付けるために重要な役割を担っています。関係機関と連携して家庭教育を支援する学習機会や情報の提供を行い、支援のネットワークを広げた活動を推進していきます。

◇青少年教育

自ら考え、心身ともに健全で社会に貢献できる青年の育成を図るため、次代を担う青年に社会の形成に参画する意欲を持たせることが重要になります。昨年9月に異業種間の交流や青年層のリーダーの発掘・養成を行い地域の活性化に寄与することを目的に組織された異業種交流会「ふるびら藍、S」の青年活動を支援していきます。

◇高齢者教育

高齢者が生きがいを持ち安心して過ごしていけるよ

う、課題解決に向けた活動を推進していきます。また、60歳以上を対象とした「たけなわ学級」も開設し、学んだ知識や経験を活かせる体制づくりに努めます。

◇芸術文化活動

文化団体連絡協議会を中心に書道や絵画、舞踊などの活動に自主的に取り組んでいます。会員の高齢化や固定化がみられるため、新たな担い手や人材の育成を支援していきます。

吉田一穂の資料や古民具等文化財については町民の皆様にご覧いただけるよう周知を図ります。

◇スポーツ活動

既存のスポーツ団体の活動支援のほかウォーキングについての知識を身に付ける講演会の開催を検討していきます。また、毎年、参加者が1千人を越えている古平ロードレース大会も昨年度の反省を踏まえ実施します。

【表 一般会計 中期財政収支見通し】

(単位：百万円)

＜歳入＞	← 決算額 →					決算見込	予算計上	← 推計額 →			
区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
町税(地方税)	236	231	225	227	218	205	205	205	205	205	205
使用料・手数料など	58	60	67	54	53	53	51	51	51	51	51
繰入金	31	218	36	22	96	63	230	281	289	303	227
諸収入	41	39	54	75	93	489	420	390	390	390	390
前年度繰越金	166	167	159	149	125	116	0	0	0	0	0
地方交付税	1,780	1,801	1,858	1,875	1,835	1,921	1,850	1,785	1,750	1,733	1,743
国・道支出金	506	1,051	599	1,237	749	645	600	600	600	600	600
町債(地方債)	447	983	370	449	290	415	405	405	405	405	405
その他	82	77	69	69	72	90	97	97	97	97	97
歳入合計 A	3,347	4,627	3,437	4,157	3,531	3,997	3,858	3,814	3,787	3,784	3,718

＜歳出＞	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
人件費	552	552	545	542	533	556	576	561	560	552	558
物件費	337	326	354	358	480	814	860	839	839	839	839
維持補修費	109	105	136	136	129	108	151	129	136	129	129
扶助費	343	367	417	452	493	495	485	485	485	485	485
補助費等	299	331	310	388	350	383	326	324	324	324	324
建設事業費	333	1,716	554	1,204	420	512	455	455	455	455	455
公債費	408	389	392	398	410	433	440	447	408	421	447
積立金	242	217	234	160	164	191	102	94	94	94	94
繰出金	427	394	342	392	456	454	455	472	478	477	473
その他	131	71	4	2		51	8	8	8	8	8
歳出合計 B	3,181	4,468	3,288	4,032	3,435	3,997	3,858	3,814	3,787	3,784	3,812

形式収支(A-B)	166	159	149	125	96	0	0	0	0	0	▲ 94
-----------	-----	-----	-----	-----	----	---	---	---	---	---	------

実質的単年度収支	221	3	196	109	21	68	▲ 125	▲ 184	▲ 192	▲ 206	▲ 224
----------	-----	---	-----	-----	----	----	-------	-------	-------	-------	-------

財調・減債基金	274	488	707	808	960	986	840	624	400	162	0
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

その他基金	700	485	464	501	420	525	546	578	610	642	674
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※本財政収支見通しは総務省の「地方財政状況調査」の分類方法をベースに作成しているため、P10の平成28年度予算の区分と一部一致しない部分があります。

■平成28年度から毎年赤字
表下段の「実質的単年度収支」欄が、各年度の決算が本当に黒字か赤字かを示すものです。

形式収支は「0」となっています
が、平成28年度から毎年、基金(貯金)を取崩して財政運営することが見込まれるため、実際は赤字ということになります。

赤字となってしまう主な原因は、町立診療所の指定管理料の増加や、町の収入の約半分を占める地方交付税が平成27年国勢調査の人口を用いることや特別枠の制度改正により減少していくと推計されることです。

これらのことから、大幅な収支不足が生じ、基金(貯金)の取崩しが必要になります。

■財政調整基金(貯金)残高は平成32年度に底をつく
平成28年度から大幅な収支不足が生じ、その穴埋めをするため、基金(貯金)を毎年2億円前後取崩すため、自由に使える財政調整基金(貯金)は平成32年度には底をつく見通しです。

その他の基金は、ふるさと応援寄付金が大幅に増加するため、毎年3千万円程度増加する見込みです。

■地方交付税も年々減少
平成28年度は、国から示された「地方財政計画の概要」でマイナス0.3%と示されました。また、人口の基礎数値として平成27年国勢調査人

口を用いて推計を行うことなどから、減少していく推計となっています。

■人件費は平成29年度以降減少
平成28年度は3年に1度の退職手当組合負担金の精算年であるため大幅な増となりますが、平成29年度以降は定年退職者が再任用され、それが終了した時点で新規者を採用するため、年々減少していく見込みです。

■公債費(借金返済)は増加
温泉や小学校、ほほえみくらす改築等の大型建設事業の借入金返済で平成29年度まで増加します。

平成30年度にはクリーンセンター建設の借入金返済が終了するため一時減少しますが、平成31年度からは町立診療所購入や町道高校通線改良工事などの返済が始まるため再度増加する見込みです。

※平成29年度以降は、平成28年度と同額を発行したものと推計しています。

■繰出金は年々増加
繰出金は一般会計から特別会計へ支出される経費のことで、国民健康保険事業、下水道事業、簡易水道事業などへの繰出金が年々増加します。

■堅実な財政運営を行います
町立診療所の指定管理料の増加や地方交付税の減少により、厳しい状況が見込まれていますが、毎年財政収支見通しを行い、堅実な財政運営を行っていきます。

平成28年度一般会計予算 過去10年で最大の38億5800万円

平成28年度予算が、第1回定例会で可決されました。本年度の一般会計当初予算は、町立診療所の指定管理料やふるさと納税に係る費用などが大幅な増額計上されたことから、過去10年で最大の38億5800万円となりました。

会計別の予算額

区 分		予 算 額			
		平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	比較 (A－B)	増減率 (A-B)/(B)
一 般 会 計		38億5,800万円	35億5,500万円	3億300万円	8.5%
特 別 会 計		6億8,820万円	7億5,000万円	△6,180万円	△9.2%
特別 会計 内 訳	国民健康保険事業	1億7,200万円	2億100万円	△2,900万円	△14.4%
	後期高齢者医療	6,020万円	6,350万円	△330万円	△5.2%
	簡易水道事業	1億9,200万円	1億8,200万円	1,000万円	5.5%
	公共下水道事業	2億1,300万円	2億5,300万円	△4,000万円	△15.8%
	介護保険サービス事業	5,100万円	5,500万円	50万円	1.0%
総 額		45億4,620万円	43億500万円	2億4,120万円	5.6%

一般会計 歳入

町が自主的に収入することができ
る財源のうち町税は前年度当初予算
比0・1％増の2億818万8千円、
ほかに、使用料・手数料などを合わ
せた自主財源はふるさと応援寄付金
が大幅な増額となったため前年度当
初予算比53・9％増、全体の23・5
％の9億619万2千円となっています。

一方、地方交付税、国・道支出金、
町債などのように、その調達を国や
道に依存している依存財源は29億5
180万8千円と全体の76・5％を
占めています。地方交付税は前年度
比3・3％増の18億5000万円、
国・道支出金は前年度比10・3％減
の5億9990万7千円、町債は前
年度比2・3％減の4億480万円
となっています。

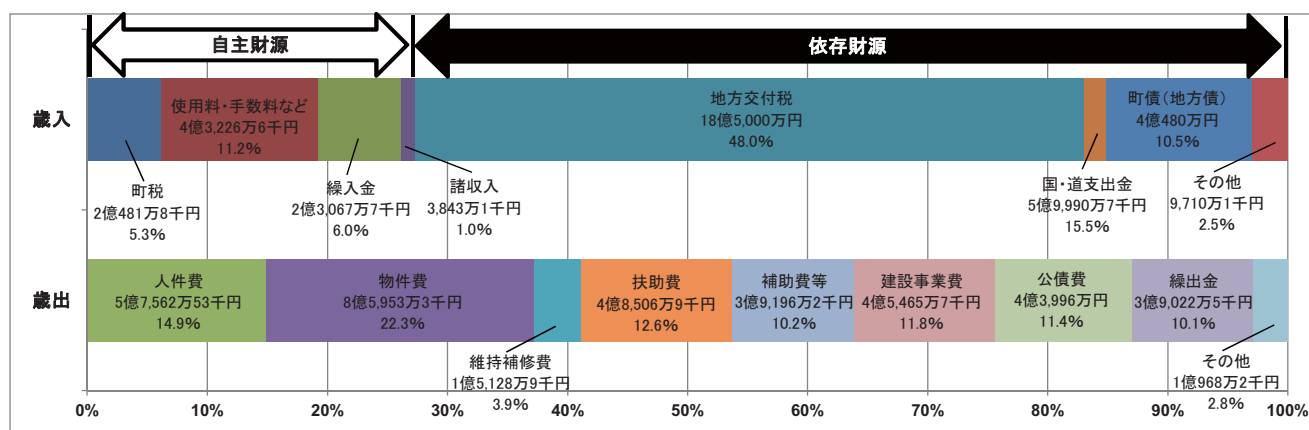
また、今年度も収入の均衡を図
るため、財政調整基金（貯金）を
1億700万円取り崩す編成となっ
ています。

一般会計 歳出

一般会計の歳出は、建設事業が前
年度当初予算比15・7％減の4億5
465万7千円、物件費は新たに町
立診療所の指定管理料を計上したほ
かふるさと贈呈品事業が増額となっ
たため前年度比63・1％増の8億9
53万3千円、道路維持管理費など
の増額のため維持補修費は前年度比
33・5％増の1億512万9千円
となっています。職員給料などの人
件費は前年度比3・4％増の5億7
562万3千円、公債費（借金返済）
は前年度比0・9％増の4億399
6万円となりました。

全会計は45億4620万円

一般会計、特別会計を合わせた全
会計の予算総額は前年度比5・6％
増の45億4620万円となりました。
今年度は特別会計への繰出金は減
ったものの公債費（借金返済）は
年々増加、交付税は減少していく見
込みであり、これを穴埋めするため
に基金（貯金）の取崩しが必要とな
っています。基金（貯金）残高見込
みは13億6229万円と前年度比約
1億2500円の減となっています。
なお、その他の主な事業の詳細に
ついては来月号でお知らせします。



第1回定例会で審議された案件

3月9日から開会した第1回定例会では、平成28年度各会計予算のほか、次の案件が審議されました。



なお本案件については平成27年12月30日に町長の権限で専決処分を行ったため、その承認を求めるものです。

〈議案第8号〉

〈原案可決〉

専決処分（第1号）の承認を求めることについて〔平成27年度古平町一般会計補正予算（第6号）〕

現行予算に5460万円を追加し予算総額を40億2252万4千円とするものです。主な内容はふるさと納税贈呈品事業等に係る費用を増額補正するものです。

なお本案件については平成28年2月12日に町長の権限で専決処分を行ったため、その承認を求めるものです。

〈議案第7号〉

〈原案可決〉

専決処分（第4号）の承認を求めることについて〔古平町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案〕

平成28年度税制改正大綱により個人番号の記載対象の見直しがされたことから、町民税、特別土地保有税の減免申請書への個人番号の記載を不要とすることを規定するものです。

理するものです。

〈議案第10号〉

〈原案可決〉

古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

現行予算から5282万6千円を減額し予算総額を1億9817万円とするものです。主な内容は保険給付費の減少に伴い後志広域連合への納付金を減額するものです。

〈議案第11号〉

〈原案可決〉

古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

現行予算から75万6千円を減額し予算総額を6275万5千円とするものです。主な内容は事業費確定に伴う財源、執行残などを整理するものです。

〈議案第12号〉

〈原案可決〉

古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

現行予算から108万7千円を減額し予算総額を1億8091万3千円とするものです。主な内容は、事業費確定に伴う財源、執行残などを整理するものです。

〈議案第13号〉

〈原案可決〉

古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

現行予算から8千円を減額し予算総額を2億5299万2千円とするものです。主な内容は、事業費確定に伴う財源、執行残などを整理するものです。

〈議案第14号〉

〈原案可決〉

古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）

現行予算に6千円を追加し予算総額を5469万9千円とするものです。主な内容は、事業費確定に伴う財源、執行残などを整理するものです。

〈議案第15号〉

〈原案可決〉

古平町行政手続条例の一部を改正する条例案

行政手続法の改正に基づき、行政指導の中止や是正のための処分等に関する条項の追加や条文を整理するため改正するものです。

〔議案第16号〕 〈原案可決〉

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

行政不服審査法の改正に伴い、古平町情報公開条例、古平町個人情報保護条例、古平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、古平町土地改良事業及び草地改良事業分担金徴収条例の条文や条項等を改正するものです。

〔議案第17号〕 〈原案可決〉

古平町行政不服審査関係手数料条例案

行政不服審査に係る書類等の写しの交付手数料の額や徴収について必要事項を規定するものです。

〔議案第18号〕 〈原案可決〉

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

地方公務員法の改正に伴い、引用条文を変更するものです。

〔議案第19号〕 〈原案可決〉

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議会議員の期末手当の支給率を、一般職の職員の期末勤勉手当と同率とするよう改正するものです。

〔議案第20号〕 〈原案可決〉

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

特別職の職員の期末手当の支給率を、一般職の職員の期末勤勉手当と同率とするよう改正するものです。

〔議案第21号〕 〈原案可決〉

古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案

教育委員会教育長の期末手当の支給率を、一般職の職員の期末勤勉手当と同率とするよう改正するものです。

〔議案第22号〕 〈原案可決〉

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

平成27年人事院勧告に基づき、一般職の職員の給料表や勤勉手当の支給率等を改正するものです。

〔議案第23号〕 〈原案可決〉

古平町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

行政不服審査法の改正に伴い、固定資産の価格に関する不服審査などに係る書類等の交付手数料の額や減免について規定するよう改正するものです。

〔議案第24号〕 〈原案可決〉

古平町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

古平町立診療所の名称として「海のまちクリニック」を追加するものです。

〔議案第25号〕 〈原案可決〉

古平町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案

容量5リットルの指定ごみ袋に係る処理手数料15円及び、粗大ごみの処理手数料240円を新たに規定するものです。

〔議案第26号〕 〈原案可決〉

古平町廃棄物処理収入証紙条例の一部を改正する条例案

手数料の15円を、証紙の種類に追加するものです。

〔議案第27号〕 〈原案可決〉

古平町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

平成27年度で計画期間が終了する古平町過疎地域自立促進市町村計画について、平成28年度からの新たな計画を策定するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

〔議案第28号〕 〈原案可決〉

後志広域連合規約の一部を変更する規約について

古平町も加入している右の団体の規約の地域支援事業に要する経費の名称変更及び行政不服審査会に要する経費を追加するため、地方自治法第291条の11に基づき、構成団体の議会の議決を求めるものです。

国や道などからのお知らせ

【国家公務員採用試験のお知らせ】

平成28年度国家公務員採用試験が実施されます。

申込みはインターネット申込みをご利用ください。インターネットによる申込みができない環境にある場合は、受付期間前に余裕を持ってお問い合わせ先にご連絡ください。

○インターネット受付期間

・総合職試験（院卒者・大卒程度）
4月1日（金）～4月11日（月）

・一般職試験（大卒程度）
4月8日（金）～4月20日（水）

・一般職試験（高卒者・社会人）
6月20日（月）～6月29日（水）

○インターネット申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

○試験日程

・総合職試験（院卒者）
一次試験

・行政ほか（基礎能力・専門試験）
5月22日（日）

・法務（基礎能力試験）
9月25日（日）

・総合職試験（大卒者）
一次試験

・政治・国際ほか（基礎能力・専門試験）
5月22日（日）

・教養（基礎能力・総合論文試験）
9月25日（日）

・一般職試験（大卒程度）

一次試験（基礎能力・専門・一般論文（行政区分）専門（行政区分以外）試験） 6月12日（日）

・一般職試験（高卒者・社会人）

一次試験（基礎能力・適正・（事務区分）・専門（事務区分以外）・作文（事務区分）試験）9月4日（日）
二次試験日程等、詳細については「国家公務員試験採用情報ナビ」をご覧ください。

○国家公務員試験採用情報ナビ

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

◇お問合せ先

人事院北海道事務局第二課試験係
〒060-0042
札幌市中央区大通西12丁目

札幌第3合同庁舎
☎011-241-1248

【平成28年度警察官募集について】

平成28年度北海道警察官採用試験（第1回）を実施します。

○受付期間

3月8日（火）～4月15日（金）
（電子申請は4月13日（水）まで）

○試験日程

第1次試験 5月8日（日）

○採用予定人員

男性A区分	145名程度
男性B区分	65名程度
女性A区分	30名程度
女性B区分	20名程度

○受験資格

・学歴

A区分 学校教育法による大学を卒業した者（平成29年3月卒業見込者を含む）
B区分 A区分以外の者

・年齢

昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生れた者

詳しくは、余市警察署が交番、駐在所または北海道警察本部採用センターまでお問合せください。

◇お問い合せ先

余市警察署 ☎22-0110

【無料法律相談のご案内】

毎月第3水曜日に無料法律相談所を開設しています。金銭、不動産、家事等の法律問題を札幌弁護士会所属の弁護士が相談に応じます。お気軽にご利用ください。

○日時 4月20日（水）午後1時～

○場所 余市中央公民館2F

相談時間は1人、30分までで、事前予約が必要です。

◇お問い合せ先

役場 民生課 福祉係

☎42-2181

【各種自衛官等の募集】

○幹部候補生（一般・歯科・薬剤）、
医科・歯科幹部、自衛官候補生（男

子）を募集します。

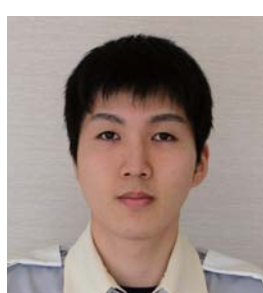
細部応募資格等についてはお問い合わせ下さい。

◇お問い合せ先

自衛隊札幌地方協力本部小樽地域事務所 ☎0134-2215521

【2月1日付け新規採用職員】

北後志消防組合古平支署



救急係
谷村 祐汰
（札幌市出身）

はじめまして。今年の2月から北後志消防組合古平支署で働くことになりました。

まだ、慣れていないことばかりですが、様々な形で町民の皆さんと関わっていき、信頼していただけるような消防士になりたいと思っています。

一生懸命頑張っていきたいと思います。どうぞよろしく願います。

お子さんに気になる点はありませんか？ 「巡回児童相談」が開催されます

お子さんのより良い成長に役立てていたため、巡回児童相談（古平・積丹地区）を開催します。

巡回児童相談は、北海道中央児童相談所の「児童福祉司」と「児童心理判定員」による子どもの発達や関わり方に関する相談ができます。

お子さんの成長のことで気になることがありましたらお気軽にご相談ください。

こんなことが気になる

◆ことばが気になる

発音、話し方、吃音。ことばの遅れ、独り言など

◆発育や発達の様子が気になる

視線が合わない、こだわりが強い、年齢に合った遊びができないなど

◆落ち着きのなさや行動が気になる

落ち着いて座ってられない、常にそわそわしている、飛び出す、暴力的などがあるなど

◆他の子とうまく遊べない

人とのやり取りが苦手、人の輪に入れないなど

◆しつけについて困っている

◆学校や幼児センターへ行きたがらない

※これら以外にも様々な相談を受け付けています。

巡回児童相談人数

H25	6人
H26	10人
H27	5人

巡回児童相談は申込みが必要です

○期日・場所

・平成28年5月30日（月）

古平町文化会館

・平成28年5月31日（火）

積丹町総合文化センター

・平成28年11月16日（水）

古平町文化会館

積丹町総合文化センター

○申込期間（5月分）

4月15日（金）まで

※申込み状況によっては、別日・別会場となる場合があります

※指定日時、申込期間以外でも相談は可能です。まずはお問合せください。

さい。

◇申込み・お問合せ先

役場 保健福祉課 健康推進係

（元氣プラザ内）

☎ 42-2182（内線11）

古平町プロモーション映像を作成

町の自然や歴史、文化や産業などをPRするため、古平町プロモーション映像を作成しました。約一年かけて撮影が行われ、「ふるさと古平」「古平の祭り火渡り」「古平観光」の3本を作成しました。



6分13秒



4分57秒



4分40秒



3分4秒

「古平移住」の4つをテーマに各5分程度にまとめられています。映像は、町のホームページから見るができます。

○町ホームページ

<http://town.furubira.lg.jp/>

番号制度（マイナンバー制度）に関するお知らせ

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。皆様に送付している「通知カード」や「マイナンバーカード」（個人番号カード）に記載される住所も最新の住所に変更する必要があります。異動の手続きの際には、これらのカードの記載変更もお忘れなく願います。

詳しくは、民生課戸籍年金係までお問い合わせください。
◇お問合せ先

・役場 民生課 戸籍年金係

☎ 42-2181

・マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

※4月から開設時間が変更となります

○変更後の時間

平日

午前9時30分～午後8時

土日祝日

午前9時30分～午後5時30分



冬季間の運動不足解消

B & G 財団会長杯争奪ふらキックゴルフ大会



クルや職場などから6チーム21人、小学生の部には4チーム23人が参加。参加者は5〜6人のグループに分かれて9ホールを回り、凸凹のコースに悪戦苦闘しながらもおおよそ1時間、心地よい汗を流していました。

2月27日、古平小学校前の多目的運動広場で、B & G 財団会長杯争奪ふらキックゴルフ大会が開催されました。

キックゴルフは、サッカーボールなどを蹴り、雪の中に埋まった「たらい」に入れるゲームで、入れるまでの蹴った回数の少なさを競います。冬季間の運動不足解消や健康の維持増進などを目的に開催されており今年で6回目です。



色とりどりの衣装でひなまつりを楽しむ

幼児センター ひなまつり会



いる「生き雛」のくじ引きが行われ、くじで選ばれた数人の園児が、お内裏様とお雛様、三人官女などの衣装を着てひな壇に登り、「うれしいひなまつり」を歌いました。くじで選ばれた園児は大喜び。会の最後には雛あられを食べて交流をしていました。

お雛様に選ばれた、たいよう組の吉田菜桜ちゃんは「お雛様になつてきれいな衣装を着れてうれしい。雛あられも美味しくて楽しかった」と話してくれました。

3月3日、幼児センターで、ひなまつりの由来や意味を知り雰囲気を楽しむことを目的にひなまつり会が開かれました。

会では担当保育士から「なぜ雛人形を飾るのか」など雛人形の由来や意味が説明された後、事前に千代紙やクレヨンなどで作った雛飾りの「ものの花が上手にできた」「お雛様の顔を書くのが難しかった」などと感想を発表していました。



2/15(月)

「男性の料理教室」～食生活改善推進員会



男性の自立のために少しでも役立ててもらおうと古平町食生活改善推進員会が毎年開催している男性の料理教室が2月15日、文化会館で開催されました。

参加した14人は、食生活改善推進員に調理の手順や食材の切り方などを確認しながら「チーズ入りとんかつ」と「ポテトサラダ」2品を作りました。

料理はおおよそ1時間で完成し、全員で試食。食生活改善推進員のメンバーは「皆さん作って見たら意外と簡単にできたと思います。ぜひ家族に作ってあげてください」と話していました。

2/18(木)

「まちづくりのアイデアを提言」～子ども未来会議

2月18日、文化会館で、古平小学校の6年生が、本間町長や成田教育長に町づくりのアイデアを提案する「子ども未来会議」が開かれました。

会議は、町議会の逢見議長が進行を行い、15人の児童が「古平町を魅力的な町にするために出来ること」をテーマに、「古平川の水を利用したサケとばを作ったのはどうか」「古平の魅力をPRするためにバスツアーを企画したらいいのでは」などの意見を提言しました。

本間町長は「古平町の活性化のために、みなさんの提言を参考にしていきたい」と児童たちの提案一つひとつに回答していました。

児童を代表して岩淵海くんは「これから古平のためになることを、たくさん考えていきたいです」と感想を述べました。



2/26(金)

「認知症の予防と理解を」～たけなわ学級



2月26日、文化会館で今年度6回目のたけなわ学級が開かれました。

たけなわ学級は60歳以上の町民が対象で、高齢者の生きがいや健康を高めることを目的に実施されています。

今回は町の保健師と栄養士が「認知症の理解と予防」をテーマに認知症の種類や症状、予防法、食事などの生活習慣で予防できる脳血管性の認知症の予防に役立つ食べ物について学びました。

講話の後、認知症予防に効果があるとされている青魚のサバや大豆を使用した料理を試食しました。

2/18(木)～3/3(木)

「自宅でも簡単にできる運動」～健康教室

町民の健康増進を目的に、2月18日から3月3日、B&G海洋センターで、健康教室が開かれました。健康教室は毎年実施されており、今年度は運動が苦手な人も簡単にできるリラックスヨガとウォーキング合わせて計3回行われました。

講師は札幌市の(有)ダックススポーツのインストラクターで、16名の参加者は講師の手本を真似しながらじつくりと体をほぐしていました。教室終了後には「お腹を引き締めたい」「肩が痛くて上がらない」などの質問がされ、対処法を教えてもらっていました。

参加者の太田早苗さんは「数年ぶりの参加でしたが、初心者向けの内容で良かったです。楽しく歩くことができました」と話してくれました。



3/5(土)

「もちつきで交流」～わんぱく・たけなわ餅つき会

3月5日、文化会館で、「少年少女わんぱく王国」と「たけなわ学級」が、もちつき会を実施しました。少年少女わんぱく王国から小学生13人、たけなわ学級からは4人の、合わせて17人が交流を深めました。

小学生全員が交代で年配者に杵の使い方を習いながらもちをついたり、つきあがったもちを一緒にちぎり、あんこに包んだりきなこもちを作りました。会の最後には自分たちで作ったあんこもちや、つきたてのもちを入れたお雑煮を食べました。

参加した小学4年生の本間洸佑くんは、「もちを丸める作業が楽しかったです。きなこもちも美味しかったです」と話してくれました。



3/14(月)

「最高の環境で最後のときを迎えてもらいたい」～ふるびら和み講演会

居宅介護支援事業に取り組む一般社団法人ふるびら和みが3月14日、文化会館で講演会を開催しました。

講師は、岡山県で人生の最期を自分の慣れ親しんだ場所で迎えるための看取り等の活動を行っている柴田久美子さんと「家族を看取る」心がそばにあるといい」と題し「自分の思うままに旅立てないのが現状。看取りを丁寧に行い最高の環境で最後のときを迎えてもらえるような活動をしたい」とおおよそ1時間、約60名の参加者に語りかけていました。

一般社団法人ふるびら和みの本間利和子代表理事は「人生の最後をご縁のある方々に見守られて旅立てるような世の中にしていききたいと思っています。今後、5年10年と地域の皆さんと共に歩んでいきたい」と話しました。



オープンのお知らせ!!

家族旅行村



旅行村開設期間: 4月29日オープン

～10月中旬予定

予約受付: 4月1日～(平日AM9:00からPM6:00まで)

ケビン 1 棟にふるびら温泉券と
パークゴルフ券各 2 枚進呈

ほか季節によりケビン料金を 1～2 割引のサービスもあります!

◆受付・お問い合わせ先 : 古平家族旅行村 ☎0135-42-4200

※ただし、4/1～オープン前日(土・日は休み)までのご予約先は、指定管理者 太平ビルサービス(株) 小樽営業所 ☎0134-27-6202 となりますのでよろしくお願いします。

注目!

古平家族旅行村パート・タイマーを募集します。

希望者は、家族旅行村指定管理者☎0134-27-6202まで。(随時受け付けます)

- ◆作業内容 ケビン・公衆トイレ等施設内の整理・清掃
- ◆募集対象及び賃金 一般780円/時間 高校生764円/時間
- ◆雇用期間 期間: 5月ゴールデンウィーク、7月中旬～8月中旬の夏休み期間、ほか主に5月～10月上旬の土曜日
時間: 午前9時～午後2時頃の間 (ケビンの申込み状況によって作業時間数が変わります)



平成 28 年度 日本海ふるびら温泉「しおかぜ」 温泉優待券を配布します

古平町に住所を有する満75歳以上の方を対象に、古平町温泉保養センターの優待券(入館無料回数券)を配布いたします。

- ① 対象者 昭和17年4月1日以前に生まれた方
- ② 配布申請 22枚綴1冊を、申請された使用者本人にお渡しします。
代理人への配布はできませんので、温泉利用の折に本人が申請してください。
- ③ 使用 配布を受けた入館無料回数券は、本人以外の方は使用できません。
- ④ 使用期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間有効。
- ⑤ 問い合わせ 日本海ふるびら温泉「しおかぜ」☎42-2290
- ⑥ 受付 平成28年4月1日午前10時から温泉で随時受付します。
- ⑦ その他 申請書に印鑑が必要ですので、ご持参ください。
入館無料回数券は、お申し込み次第お渡しします。

※優待券は、75歳となった本人に配布されるもので本人以外は利用できません。

夫婦間で譲り受けることも禁止です。本人以外利用を発見した場合は、今後の配布について検討します。ルールをまもって気持ち良くご利用ください!



ふるびら 元気っ子

町内に住む満1歳になる
子どもを紹介します。
今月号は3月に誕生日を
迎えた子どもです。



入間川 こな な ちゃん
3月31日生
保護者 亮 さん
名津子さん
(浜三)
(名津子さんより)
優しい子に育ってほしい

地域貢献として 除雪ボランティア実施



3月7日、役場町長室で、
地域貢献としてボランティア
除雪を行った秋津道路株式会社
社に感謝状が贈呈されまし
た。



秋津道路株式会社は、2月26
日、高齢者総合支援センター
元氣プラザの屋根の雪おろし
を実施。
利用者の安心安全に大きく
貢献してくれました。

本の海より ～ 春のおすすめ図書 ～



寒い冬が過ぎ、春らしく暖かな日も増えてきました。この時期といえば、旅立ちや新しい出会いが多い季節ですね。また、何か新しいことを始めるのにもぴったりの季節かと思えます。今回は、そんな春に読みたくなる、さわやかな青春小説をご紹介します。どの小説も文化会館図書室に所蔵しておりますので、お立ち寄りの際は、ぜひ手に取ってみてください。

◎4月から文化会館図書室に司書がいる時間が増えます。
木曜日午後のみ

木曜日午後と金曜日

文化会館図書室

★開室日時

月～金曜日

(祝・祭日を除く)

午前10時～午後5時

★貸出冊数

1人5冊まで

★貸出期間 2週間

『横道世之介』

吉田修一

大学進学を機に上京した横道世之介の何気ない日常を描く物語です。人の良い世之介と周囲の人間との間に起こる出来事に心が暖まります。これから新生活を迎える方や、その時の期待感を味わいたい方におすすめの一冊です。

『夜のピクニック』

恩田 陸

夜を徹して80キロを歩き通すという高校最後の行事「歩行祭」。歩くだけだからその生まれる高校生たちの会話に青春を感じます。今過ごす時間が終わってしまう切なさや何かが始まりそうな希望が同時に感じることができ一冊です。

『荒野』

桜庭一樹

鎌倉を舞台に十二歳の少女・山野内荒野が初恋や家族、友情を通して子供から大人へ、少女から女性へと成長した物語です。純粋で繊細な主人公・荒野をいっつも見守っていたくなるような一冊です。

○寄贈資料が入りました
『ふくしま道徳教育資料集「増訂版」全3集』 福島県教育委員会

東日本大震災を経験した子どもたちとともに、命の尊さや家族、郷土の大切さと改めて向き合うため、福島県教育委員会により作成された道徳教材です。読み物資料や活用例、実践事例がまとめられています。

いきいき・ほのぼの文芸

古平町岬短歌会

早々と孫就職の便りきぬ祝に添へて頑張れと書く

風雪に折れずに生きるしなやかさしだれ柳に教はる吾は

仰ぎ見る如月の空冷えしるく無数の星は光り煌めく

浜の灯を音をさへぎりほの温く陸山^{くみやま}こめて雪降りに降る

年重ね思い出しだいに遠くなり語り会ふ友少なくなりぬ

元旦に帰省の孫らと温泉^{おんせん}へ一ばん風呂で心新^{あらた}たに

泉 清三

金子 寿子

坂本 信子

鈴木 時子

田中 香苗

寺田 カツ子



古平俳句会

春立ちて青き地球に水溢れ

春立ちて舳先の分ける波光る

渡辺 嘉之

逝く兄にほぼずりする娘寒の月

仮の世を旅立つ朝の大吹雪

仲谷 比呂子

双六にすぎし日重ね心入る

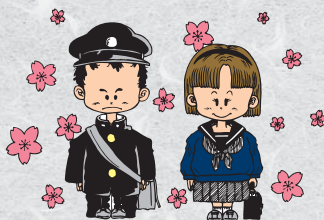
月天心いて星遠く近くあり

高橋 重子

口少し重たくなりし春の風邪

立春の昼夜を問はづ船の音

室谷 弘子



4月の休日当番病院

◇4月3日(日)

脳神経外科よいち港南クリニック

(☎21-5566)

◇4月10日(日)

わたなべ内科医院

(☎22-3989)

◇4月17日(日)

北郷耳鼻咽喉科医院

(☎23-5533)

◇4月24日(日)

佐野内科クリニック

(☎22-7001)

◇4月29日(金)

勝田内科皮膚科クリニック

(☎22-3843)

※当番医の診療時間は9時～17時まで。

※夜間については余市協会病院で急患に限り診療しております。

診療時間 午後6時～翌日午前7時

診療科目 内科、小児科、外科、整形外科



ご寄付いただき誠にありがとうございました(敬称略)

◎現金

100,000円

小林 ヨシ(本町)

200,000円

小野寺 幸子(浜一)

おたんじょうおめでとう

氏名 生年月日 保護者 町内

堀^{ほり} さくらちゃん 2・24 隆介さん 本町

北島^{きたしま} 壮^{さち}ちゃん 3・1 翔太さん 港町



町の人口と世帯数

		前月比
人口	3,297人	(-8)
男	1,567人	(-7)
女	1,730人	(-1)
世帯数	1,819世帯	(-1)
外国人	33人	(0)
男	2人	(0)
女	31人	(0)

(平成28年2月末日現在住民基本台帳人口)

ご冥福をお祈りいたします

氏名	年齢	死去月日	町内
高野名 静子 さん	93歳	2・11	浜五
熊倉利 喜藏 さん	76歳	2・17	沖町
小林 貞作 さん	91歳	3・7	入船町
佐々木 エキ さん	93歳	3・8	浜一
佐々木 衛 さん	86歳	3・8	浜三